

令和6年度 第1回宮城県犯罪被害者等支援審議会 議事録

日 時: 令和6年4月25日(木)午後1時30分から午後2時50分まで

場 所: 宮城県行政庁舎4階庁議室

出席者: 審議会委員9人

大坂純、小原聡子、小山政明、佐々木悦子、菅原壽子、竹田英子、堀毛裕子、
松本文弘、八島定敏

議案等: 1 説明

宮城県犯罪被害者支援条例の改正及び審議会設置の経緯

2 議事

(1) 会長・副会長の選任(宮城県犯罪被害者等支援条例第23条第1項第4号)

(2) 会議の公開・非公開について(審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領
第7)

(3) 宮城県犯罪被害者等支援審議会の運営について

(4) 宮城県犯罪被害者等支援計画の策定について

3 報告事項

宮城県犯罪被害者等見舞金制度について

議事の概要

○司会

それでは、定刻となりましたので、只今より、宮城県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に送付させていただいたものと同じものを机上にて配布させていただいております。会議次第、委員名簿、関係課室出席者名簿、席次表のほか、会議次第の下に記載しておりますとおり、資料1から資料5、参考資料1から参考資料3までを御用意しております。お手元を御確認いただければと思います。過不足ございましたら、事務局の方にお知らせいただければと思います。

それでは開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐々木より挨拶を申し上げます。

○佐々木部長

改めまして環境生活部長の佐々木でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は御多忙のところ、宮城県犯罪被害者等支援審議会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、それぞれ大変お忙しい中、委員をお引き受けいただきましたこと、改めまして感謝申し上げます。

さて、平成16年に全国に先駆けまして制定されました宮城県犯罪被害者支援条例は昨年、県議会におきまして、被害者等の現状に合わせた見直しの検討がなされ、全面改正に至りまして、今月4月1日から新たな条例として施行されているところでございます。

被害に遭われた方や、そのご家族の皆様は、命を奪われる、家族を失う、怪我をするなどの直接的な被害のみならず、住まいや雇用の確保、心理的外傷や経済的困窮等にかかる中長期的かつ総合的な支援が重要であることから、今回、条例の所管が公安委員会から知事部局に改められたところでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、県、市町村及び県民の責務に加え、事業者及び民間支援団体の責務が新たに定められたほか、中長期的な支援に係る具体的な施策、自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすい被害者等に関する相談体制の確立に取り組むこと等が盛り込まれたところでございます。

本日の審議会では、新たな条例施行に伴いまして、犯罪被害者等支援計画の策定について御説明させていただきますが、今回御審議いただきます支援計画は、現行の犯罪被害者支援推進計画を踏まえ、新たに条例に盛り込まれました内容を取り入れたいと考えているところでございます。詳しくは後ほど事務局からその内容を御説明いたしますが、皆様の御意見をお聞きしながら、被害に遭われた方に寄り添った計画にしたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜ればと思っておりますので、よろしく御審議お願い申し上げます。

なお、本審議会は、本年度中に4回ほどの開催を予定しております。皆様にはご負担をおかけすることと思いますが、趣旨御理解の上、よろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

本日は10名の議員中9名の方に御出席をいただいております。定足数の考え方を含む本審議会の運営方法については、のちほどお諮りいたしますが、過半数を超えていることを御報告いたします。

次に、こちらものちほどお諮りいたしますが、この会議は、県の情報公開条例第19条の規定に基づき、公開・非公開の決定がなされるまでは公開となります。

本日、1名の方に傍聴を頂いておりますことをご報告いたします。なお、傍聴の方をお願いいたします。傍聴に際しましては、受付にて配布しております傍聴要領を遵守いただきますようお願い申し上げます。また、非公開の決定がなされましたら、御退室いただくこととなりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

(事務局職員及び関連事業担当課室職員の紹介)

○司会

本審議会は、「宮城県犯罪被害者支援条例」の全部改正により設置された審議会であり、形式的には新規設置となります。

つきましては会長・副会長の選出までの間、佐々木環境生活部長が進行役を務めさせていただきます。

○佐々木部長

それでは、暫時、進行役を務めさせていただきますと思います。先ほど司会から説明がありましたとおり、本審議会は、形式的には新規設置となります。本来であれば、最初に、本日も集まりの皆様にご委嘱の上、御紹介させていただくところでございますけれども、委嘱の前に、これまで公安委員会により設置されていた審議会が新たに知事により設置された経緯につきまして、御説明の必要があると思います。その上で、皆様にご委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。

それでは、宮城県犯罪被害者支援条例の改正および審議会設置の経緯につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、「宮城県犯罪被害者支援条例の改正及び審議会設置の経緯」について事務局から説明申し上げます。

ではまず、皆様のお手元の資料 1 をご覧いただければと思います。「1 背景」でございますが、宮城県犯罪被害者支援条例は平成 15 年 11 月県議会定例会で議員提案により全国に先駆けて制定され、翌年 4 月 1 日から施行されました。

しかし、施行から 20 年近くが経過し、被害者支援のあり方などで現状に合わない面が出てきたとの点から、議員提案により全部改正されたものでございます。

具体的な改正につきましては、「2 主な改正の内容」を御覧いただければと思います。

まず、条例の名称について、「犯罪被害者支援条例」から「犯罪被害者「等」支援条例」に改められました。この「等」には、犯罪被害者及びその家族や遺族が含まれます。

次に犯罪被害者等の支援については、生命、身体に対する直接的な被害のみならず、住まいや雇用の確保、心理的外傷や経済的困窮等に係る中長期的かつ総合的な支援が重要であることから、条例の所管が公安委員会から知事部局に改められました。

また、事業者及び民間支援団体の責務が新たに定められたほか、犯罪被害者等への中長期的な支援に係る具体的施策として、居住の安定、雇用の安定、経済的負担の軽減、保健医療サービス及び福祉サービスの提供等の基本的政策が盛り込まれました。

さらに、自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に関する相談体制の確立等に取り組むものとされました。

次に「3 宮城県犯罪被害者等支援審議会の設置」についてですが、新条例第 9 条に基づき、知事は、犯罪被害者等支援計画を定めるものと、また第 23 条に基づき、支援計画および犯罪被害者等のための施策の重要事項を審議するため、宮城県犯罪被害者等支援審議会を設置することとされました。

本日は、こうした経緯により皆様にお集まりいただきました。今後は、当課が警察本部から事務局を引き継ぎ、担当させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○佐々木部長

ただいまの事務局の説明に対しまして、皆様から御質問等がございましたら、承りたいと思います。

(質問等なし)

○佐々木部長

それでは改めまして、委嘱状の交付をさせていただきたいと思います。

○司会

それでは、佐々木部長から委嘱状を委員の皆様にお渡しいたします。お手元でございます

名簿順に委員の御名前をお呼びしますので、その場で御起立いただき、委嘱状をお受け取りくださいますようお願いいたします。

(佐々木部長から委員9名に委嘱状を交付)

○司会

それでは、名簿順に、委員の皆様から一言、自己紹介を頂戴したいと思います。

(各委員より自己紹介)

○司会

本日はよろしくお願ひいたします。なお、本日、翠川委員からは欠席の御連絡をいただいております。

○佐々木部長

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。はじめに、会長・副会長の選任を行いたいと思います。会長・副会長の選任につきましては、条例第23条第5項の規定によりまして、委員の皆様の互選により、会長・副会長の選出をお願いしたいと存じます。どなたか会長・副会長の御提案がございましたら、お願いをしたいと思います。

○八島委員

立候補ではないです。この名簿を拝見しますと、10名の委員の皆様のうち8名の方が前の公安委員会所管のときからの継続という形になっております。

私も、公安委員会所管のときに審議会に参加させていただいて、その内容は非常にスムーズに運営されていたというふうに認識をしております。そういった意味では会長さん、副会長さん、続けてやっていただきたいと思うのですが、ただ先ほどの所管が変わったということを考えれば、前のおり継続ということではなくて、継続もちろんあるのですが、事務局案としてあれば、それを御提示いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○佐々木部長

今、八島委員より事務局案とのお声がございました。他に御提案ございますでしょうか。それでは、事務局で案があれば提示をお願いしたいと思います。

○事務局

事務局といたしましては、八島委員の御発言のとおり、会長として佐々木 悦子 委員、副会長として大坂 純 委員をお願いしたいと考えておりました。以上でございます。

○佐々木部長

ただいま、事務局から、会長に佐々木 悦子 委員、そして副会長に大坂 純 委員という案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

○八島委員

異議ありません。

○佐々木部長

それでは、拍手をもって御承認とさせていただきたいと思います。

(委員 9 名全員が拍手により承認)

○佐々木部長

ありがとうございました。それでは、会長に佐々木 悦子 委員、副会長に大坂 純 委員を選出させていただきます。円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。これにて、私、進行役を降りたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会

それでは、正副会長におかれましては、会長、副会長席へそれぞれ御移動の方をお願いいたします。

(会長席に佐々木 悦子 委員、副会長席に大坂 純 委員が移動)

○司会

ただいま選出されました、佐々木会長及び大坂副会長から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○佐々木会長

改めまして、佐々木 悦子でございます。委員会の委員に御推薦いただきまして、ありがとうございます。大坂委員もよろしく願いいたします。

私も、先ほど佐々木部長からお話ございましたように、平成 12 年の、今の被害者支援センターの立ち上げのときから、この宮城県内の犯罪被害者等の支援にいろんな形で関わらせていただいて、何十年か経ってしまいました。

平成 15 年に被害者支援センターが法人化して、その時、皆さんお集まりの席で条例を作ってもらおうというような動きがあったのを記憶しております。

そして、宮城県の犯罪被害者支援は、全国に先駆けて条例を作って、全国をリードするような形で進めてこられたように思っております。だんだん時代とともに、他の地域に少し遅れを取るような場面も出てきたかなと感じていたところで、このような形になったわけでございますが、最初の宮城県警本部の犯罪被害者支援室の方々は、本当に細やかにいろいろなことを提案してくださり、そして私達を導いて、一生懸命この組織を作ってきてくださったということを、この場をお借りしまして、改めて県警の皆様方にはお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

このような形で部局が変わるのは、内心寂しいような気持ちもありますけれども、よりこの組織がきちっと体制が出来上がって、よりしっかりした支援体制が取れるようになるということは、いいことだというふうに思われます。

ただ、先ほどこの 10 人のうち 8 人、メンバーが引き続きということがありましたけれども、今日お休みされている翠川委員が、初めて県警で行われておりました審議会に出席したときにおっしゃった言葉が今でも忘れられないのですけど、「この委員会は意見を言ってもいいのですね。」。今まで他の委員会、審議会にいろいろ出て、なかなか意見を言うような雰囲気じゃなかったけれども、この審議会は皆さんそれぞれいろんな意見を出して、そして少しずつ変えてきたというような経緯があって、その雰囲気に驚いていらしたのを今でも記憶しているのですけども、部局が変わっても、先生方、皆さん、それぞれの分野で様々なお力を持って、お考えを持ってらっしゃる方々だと思いますので、このような雰囲気になっても、変わらぬいろいろなご意見を頂いて、少しずつでも宮城県の犯罪被害者支援の形が進化していくように、御協力、御意見、御教示いただきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○大坂副会長

大坂でございます。言いたいことは全部会長がお話されましたので、私はそういった会長と一緒に歩んできたことをさらに進めて、深めることができるように、皆さんと共に、進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは時間も限られておりますので、早速議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「議事(2) 会議の公開・非公開について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

事務局の高島と申します。着座にてご説明させていただきます。

お手元の後ろの方でございますが、参考資料 2「会議の公開・非公開に関する規定」を御覧ください。

情報公開条例第 19 条の規定により、審議会は公開が原則となっております。本審議会では審議する内容のうち、個別具体的な犯罪被害者等に関するものについては、情報公開条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定する不開示情報に該当することがあり、これまでも、公安委員会のもとで開催されてきました審議会につきましては、非公開とされてきたところです。

一方で、公開の場において、計画の策定や取組状況を御審議いただくことで、より犯罪被害者等に寄り添った支援につながるものと考えられます。つきましては、本審議会は原則通り公開することとし、議事に非公開情報が含まれるような場合に限り、条例に基づき、委員の 3 分の 2 以上の決定で、非公開とするをしたいと思います。以上でございます。

○佐々木会長

ただいま事務局から説明いただきましたが、この説明につきまして、何か御質問・御意見ござ

いますでしょうか。

○八島委員

原則公開は分かりました。非公開にする時の手続きや順序について、もう少し詳しく御説明願いたい。

○事務局

審議会の議事につきましては、審議会を開催する前に、委員の皆様には資料をお送りすることとしております。もし、最初から個別具体的な、例えば被害者の方の御名前が出るようなケースが想定されるような場合は、冒頭において3分の2以上の決定をいただいて、非公開とすることが考えられます。

また、審議の途中に、例えば計画策定の議論の途中で個々のケースに言及するような場面になりましたら、そのときに委員の方の決をとりまして、非公開とすることが考えられます。以上でございます。

○佐々木会長

そうしますと、その都度、委員の御意見で決めていいということでございますね。多数決のような形で決めていいということですね。

○事務局

先ほどの参考資料2の第19条というところに規定がございますが、真ん中ぐらいですね。会議の公開第19条というところの3行目でございます。当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができるという条文になっておりますので、あくまで委員の方の3分の2以上の決定ということになっております。

○菅原委員

やはり原則公開ということは理解できるのですけれども、例えば、公開の場合に、陪席されている方に被害者等がおられた場合に、その審議内容に対して、例えば委員として、公正で客観的な意見を述べさせていただいていたとしても、被害者というのは、いろんな感情をお持ちになられていて、すごくセンシティブなものを持っておられると思うので、私的な感情を波立たせてしまうような場合もあるのではないかと懸念しているのですけれども、そういうことは全然お考えになったりしてはいないのでしょうか。

○事務局

傍聴されている方に、例えばお悩みのこととか、お思いのことに話が及ぶという可能性は確かにございます。審議会は情報公開条例に基づきまして、公開が原則となっております、こういった議論の場にお越しいただくということもございますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

今回予定している計画策定の議論等は、個別具体のケースというよりも、ある程度抽象化しての議論が可能だと思っております。なので議論の中で、もしかしたら嫌な思いを抱かれる傍聴

の方とかいらっしゃるかもしれませんが、なるべくそういった個別のケース検討の場というよりは、より良い支援に向かえるような計画策定の場としたいと考えておりました。

○佐々木会長

ありがとうございます。菅原委員、よろしいでしょうか。今のようなことも、菅原委員のようなお考えも含めて、委員の皆様方に御決定いただければそれでいいのかなというふうに思われますので、そのときそのときの事案に応じて御判断いただきたいと思っております。

その他、何か御意見ありますでしょうか。

ご意見がないようでしたら、本審議会は原則として公開することとして、議事に非公開情報が含まれるような場合に限り、条例に基づき非公開とすることといたします。

続きまして「議事(3) 宮城県犯罪被害者支援審議会の運営について」事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

事務局の菅原と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは資料 2-1 をご覧ください。宮城県犯罪被害者支援等審議会の運営について御説明いたします。この運営要領は、第 1 条にございましており、犯罪被害者等支援条例第 23 条に基づき、当審議会の運営について定めているものでございます。

第 2 条にございまして、当会議は、会長が召集し、会長が議長となります。また、委員の半数以上が出席されなければ開くことができず、議事については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるしております。また、緊急時には会議以外の方法で意見を求め、議事を決することができるしております。

第 3 条では、審議会は必要があるとき、関係者に出席を求め、意見を聴くことや書類の提出を求めることができる旨を定めております。

第 4 条では、会議録について、日時や出席者の氏名その他、こちらの内容を記載した会議録を作成するものとしております。

第 5 条では、審議会の庶務は、環境生活部共同参画社会推進課において処理することとしております。

最後に、第 6 条では、このほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとしております。

公安委員会所管のときから変更となるのは、条例の名称と第 5 条の庶務についての部分になります。

続きまして、資料 2-2 をご覧ください。

「Web 会議システムを利用した会議への出席について」を定めるものでございます。県において、「働き方の新しいスタイル」の実践に向け、審議会等においても Web 会議システムを活用することが可能とされておりますことから、このような取り扱いを作成しました。

第 1 は、Web 会議システムを活用した会議の出席につきまして、会長が必要と認める場合、会長以外の委員は、Web 会議システムを利用して会議に出席することができる旨を定めており

ます。

第2は、Web会議システムによる出席を審議会の出席として取り扱うものとするが、その利用については、映像が送受信できなくなった場合も、音声が即時に他の委員に伝わり、意思表示を行うことができれば出席とすることを定めております。

第3は、映像及び音声を送受信できなくなった場合には、送受信できなくなった時刻から退出したものとみなす旨を定めております。

第4は、Web会議システムの出席はできる限り静寂な個室等で行わなければならない旨を定めております。

最後に、第5でございますが、会議が非公開で行われる場合は、委員以外のものに視聴させてはならないことを定めております。

資料の説明は以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、この説明について何か御質問・御意見はございますでしょうか。

○八島委員

ありません。

○佐々木会長

意見がないようでしたら、運営要領はこのとおりとしてよろしいでしょうか。

(委員一同、賛成の声)

○佐々木会長

それでは、運営要領はこのとおりといたします。

続きまして、「議事(4) 宮城県犯罪被害者等支援計画の策定」について、事務局より説明願います。

○事務局

事務局の高島でございます。着座にて説明させていただきます。

その前に1点、先ほどの会議の公開・非公開につきまして、私の説明不足の点がございました。もし、議事の中で非公開であるという決定がなされた場合は、傍聴の方にはご退席いただくような対応を取りたいと思います。

それでは、議事の御説明の方に参りたいと思います。

お手元の資料3をご覧ください。こちらにつきまして、御説明いたします。まず、「1 概要」につきましては、計画や審議会の根拠規定の説明となっております。これまでの御説明と重複いたしますので、省略したいと思います。

次にその下の「策定スケジュール」を御覧ください。

審議会は、本日骨子案、そして7月11日に素案、9月19日に中間案を御審議いただいたのち、県議会環境福祉委員会に中間案を報告し、パブリックコメントを行います。その後、来年1月に最終案を御審議いただき、2月議会の環境福祉委員会へ報告したのち、策定する予定でございます。

次にA3の資料4-1をお開きください。こちら、宮城県犯罪被害者等支援計画の骨子案の資料でございます。計画につきましては、概ね4章構成を考えております。

まず、「第1章 計画の基本的事項」でございます。計画策定の趣旨及び位置づけについては、本計画は、条例第9条に基づき、知事が犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画でございます。県の新・みやぎの将来ビジョン取組14「暮らし続けられる安全安心な地域の形成」やSDGsのゴール5・16の達成にも寄与するものでございます。

基本理念につきましては、こちら、条例に規定されているものでございますが、

- ・犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられること
- ・犯罪被害者等が置かれた状況等に応じて適切な支援が行われること
- ・一人ひとりに寄り添った途切れのない支援が提供されること
- ・関係機関の連携・協力により推進されること

を踏まえることとしております。

計画期間につきましては、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」との整合を考慮し、第1期計画期間を令和7年度の単年度とし、令和8年度以降を第2期として設定したいと考えております。

次に、「第2章 犯罪被害者等の現状」でございます。犯罪被害者等の現状を示すデータとして、警察庁の統計資料などが考えられますが、本日の骨子案では、刑法犯認知件数及び重要犯罪認知件数を記載しております。御覧のとおり、刑法犯認知件数、重要犯罪認知件数は増加傾向にあります。こうした犯罪の被害者は、直接被害だけでなく、誹謗中傷等による二次被害が生じる事例があるものと考えられます。

次に、資料右側、「第3章 施策推進の考え方」でございます。なお、条例9条2項1号2号というのは、条例に規定された「施策の基本的考え方」や、「役割分担及び連携に関する事項」といった規定を指しております。計画の施策は条例の第1条に規定された目的の実現に向けて行われる必要があります。そこで、条例の目的達成に向け、他県の例も参考に現計画を国計画ベースに再編することいたしました。条例が目指すものは、「犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減」及び「犯罪被害者等の生活の再建を図ること」並びに「犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」です。この実現のため、「損害回復・経済的支援」、「精神的・身体的被害の回復・防止」、「支援等のための体制整備」、「県民の理解の増進と配慮・協力の確保」を施策の柱とし、それぞれ緑、青、赤、紫で色分けしております。

施策の柱を4つにした考え方につきまして、資料4-2を御覧ください。こちら、計画骨子案の構成比較の資料でございます。一番左側に現行の計画、その右に国の第4次計画、中央に今回お示している骨子案、その右に県の新しい条例、一番右側に参考として福島県の計画を記載しております。

先ほどの、資料4-1と色分けが対応しております。こちら、国の第4次計画の「V 重点課題に係る具体的施策」の第1から、第5の分類に対応しています。条例の「第2章 基本的施策」の各条項や、「第4章 普及啓発」の各条項についても、国の計画に対応した色分けができます。また、一番左側の現行の県の計画や、参考とさせていただいた福島県の計画も同じ国の計画に応じた色分けが可能です。

なお、国の計画の「刑事手続への関与拡充への取組」については、条例に該当する条項がないので、骨子案では独立した取組としてはお示しておりませんが、取組として行われるものは、他の部分に盛り込むことを想定しております。

このように、他県の例も参考に、現計画を国計画ベースに再編したもの、つまり色分けごとにまとめたものが、今回お示した四つの施策の柱ということになります。

資料4-1にお戻りください。推進体制につきましては、有識者で構成する犯罪被害者等支援審議会が計画や重要事項を審議するとともに、関係行政機関や民間支援団体で構成する犯罪被害者等支援連絡協議会において施策を総合的・効果的に調整することといたします。

次に、「第4章 具体的な施策の内容」でございます。こちらは、条例でいう「具体的な取組」に当たるものです。

損害回復・経済的支援への取組については、居住の安定、雇用の安定、損害賠償の請求に関する支援、経済的負担の軽減を盛り込みます。例えば、「経済的負担の軽減」としては、のちほど御報告する県の犯罪被害者等見舞金制度がございます。

次に、精神的・身体的被害の回復・防止への取組については、安全の確保、保健医療サービス及び福祉サービスの提供を盛り込みます。

支援等のための体制整備への取組については、相談及び情報の提供等、民間支援団体等に対する支援、人材の育成、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援、県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援を盛り込みます。

「県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」については、学校における教育の実施、普及啓発、調査研究を盛り込みます。

次回お示しできる素案につきましては、より具体的な取組を盛り込みたいと考えております。

本議事についての説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木会長

ありがとうございます。これからの支援計画に非常に大きな基本になるところでございますので、何かお気づきの点、あるいは少し質問等ございましたら、お願いしたいと思いますが。

○小原委員

今のご説明の中であったのかもしれないのですが、国の基本計画とか、福島の方の計画の中で、それから今のところ(県の現計画)にも、もともとあったと思うのですが、保護、捜査、公判等の過程における配慮等の部分の項目はこの案の中のどこに集約されている形なのか。

○事務局

ありがとうございます。現在の公安委員会のもとで作られた推進計画などを拝見しますと、例えば検察庁であるとか、警察の取組、例えば取り調べ時の配慮とか、そういったものが盛り込ま

れています。そういったものは、例えば、支援のための体制整備であるとか、精神的・身体的被害の回復とか、現行計画の中でも実施されているものは、現行計画の中のどこかに分類されておりますので、そういったものを参考にしながら、はめていきたいなど考えておりました。

○小原委員

改めて、章立てで上げるというのは、それなりのまだ取り組む課題として大きいという位置づけなのだろうというふうに考えられるのですけれども、それはある程度進んでいるっていうのは、そういう判断をされているということなのか。

○事務局

国の第4次計画の方では、1つの章立てとされております。で、今回、県の計画は、やはり県条例の条文をもとに組み立てているという点がございました。

なので、その条文の中には捜査・公判といった規定が、そのままのところがございますので、捜査・公判に係る、例えば、国の司法権に関わるような部分につきましては、検察庁さんとかの取り組みを見ながらですね、例えば、安全の配慮とか、そういったところに当てはめることができればよいなど。

具体的な取り組みとしては、そういったところにはめることができればいいなと思っておりました。

○小原委員

日本の中で、諸外国と比べて、二次被害の部分とかを考えると、まだまだ大事なところなのかというふうにも私としても考えているので、そこは具体的にやっぱり入れていただけると。

○八島委員

私の理解の仕方が足りないのかもしれませんが、今年策定する新計画は、位置づけ的にはどういう風になるのでしょうか。毎年作るのではないのだというふうに思うのですが、どのぐらいの期間をカバーする計画とするのか。

それともう1つ。この計画を作ったことによるその後の、私の理解だと実施計画みたいなものです。そういったものは策定するのでしょうか。2点についてお願いします。

○事務局

ありがとうございます。まず計画の期間でございますが、資料4-1の第1章3のところをご覧ください。

こちら、計画期間で、今回御審議いただく計画は、期間的には1年間の計画を想定しています。ただ、この趣旨といたしましては、現在、国の第4次計画が令和7年度までの期間となっております。一般に、県であるとか、市町村が立てる計画につきましては、国などの計画の議論や最新の動向などを踏まえて見直しをかけることが多いのですけれども、今回は条例が全部改正になりまして、なるべく知事部局としても早く計画を策定しようという考えから、まず今回、御審議いただいています。

ただ、結果的に、令和7年度から計画がスタートしても、国の第4次計画が令和8年度からになりますので、今回御審議いただく計画は令和7年度だけを想定しておりますが、令和8年

度以降の計画につきましては、国の計画に合わせた複数年に渡る計画を策定できれば(いい)など考えておりました。

令和8年度の計画に参りますときは、1年間だけなので、今回策定した計画をなるべく活かしながらですね、最新の議論なんかを取り込むような、計画の改定ができればいいなと思っておりました。

次に、その実施計画のようなものでございますが、現在、公安委員会で毎回発表されている年次計画というものがございます。なので、前年度の取り組みは、こういった成果がありましたと。で、今年度はこういったことをしていますというのを毎年度、連絡協議会の方で御説明しているということもございましたので、そういった毎年度の見直しであるとか、御報告はしたいと考えておりました。

以上でございます。

○堀毛委員

すみません、2つというか、2段階で質問があるのですが、1つは、この4-2の資料。非常に分かりやすく、色別になっていて、一目瞭然です。で、素朴な質問なのですが、右側の参考が福島県の計画が1つだけ載っているのですが、他にもいろいろ自治体の計画あると思いますが、なぜ福島というところ、まずこの1つについてご説明いただければと思います。特別よくできているということでしょうか。

○事務局

福島県は東北近辺というのもありまして、計画そのものは各県でもよく定められておりました。で、福島県、近県ということもあって注目いたしましたのと、比較的新しい時期に策定されたというふうに伺っておりまして、参考とさせていただきます。

○堀毛委員

ありがとうございます。で、その福島県の方の章立てを拝見すると、第4章のところは6つに分かれていて、宮城県とか、逆に他のところにはないのが2つ。

1つは、2番目の「大規模事案における支援」というもの。それから5番目の「支援従事者の二次受傷に対する支援」というのがあって、どちらも大事な問題だと思うんですね。で、特に二次受傷に関しては、宮城県警なんかでも二次受傷のデータを出していますけれども、支援者支援は、やはり大事な問題だと思いますが。

これまでも入ってなくはなかったとは思いますが、項目を立てずにやはりどこかの中に含まれるのか、そのあたりお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

○事務局

現在お示している骨子案につきましては、基本的に県の条例の条項ごとに立てておりました。で、確かに福島県ですね、その大規模事案における支援とか、二次受傷に関することを盛り込んでおりますので、こういったものも参考にしたいと考えております。

で、項目として、当然、中の記述というか、計画の中身につきましては、各機関で取り組まれている、もしくはこれから取り組んでいくということを、例えば、こういった大規模事案とか、取り組めるものは取り組んでいきたいと考えています。

項目として立てるかどうかはですね、条例との整合を図るという面もございましたので、そこを踏まえながら考えていきたいと思えます。

○小原委員

今の話に関して、これから多分、その後のこの具体的な計画の中で多分出てくるのだと思うのですが、その大規模事案における支援であるとか、その支援従事者の二次受傷に対する支援っていうのは、ある種、関係団体の個別の単体の団体に帰するような、そういうジャンル、なんていうか、中身ではないと思うのですね。やっぱりそれより統括して、ある種まとめた形で、どこかがマネジメントするというような、大きな事業というか、そういう考えのレベルのものだとも思うので、「どこかのところがやりました。」、それで終わりっていう内容でもないと思うので、そういうところも含めて、これだけ知事部局さん、大きく取りまとめられる中で、単体の活動だけでなく、県としてどういう新たな取り組みを組織していくかみたいな、そういう部分の考えもかかってくるような内容ではないかなというふうに思いました。意見までです。

○事務局

次の素案であるとか、中間案の調整段階に進む過程においてですね、そういったところ、盛り込めるものは盛り込んでいきたいと思えます。

○八島委員

私、先ほど申しあげましたように、犯罪被害者遺族という立場でですね、私 1 人しかいないので代表にもならないで申し訳ないと思うのですが、逃げるわけではないのですが、計画策定においてですね、先ほど、今年度作って、また国に合わせてということで。でも今年度を作ればですね、それにその計画に合わせて物事が進んでいくだろうということを考えるとですね、被害に遭われた方、あるいはその御遺族の方の想いというのは、先ほど少し出たと思えますけれども、いろんな想いがあると思うのですね。それをですね、私 1 人で代弁(することは)なかなかできない。逃げるわけではないのですけどね、ということもあります。そういった意味で、先ほど公開か非公開かという話のときに、申しあげたのはそういう意味もありましてね。

菅原さんもお話なさいましたけども、私が被害者遺族としてここに出てきて意見を述べる。でも、この言い方はおかしいかもしれませんが、私は娘を殺されたのですが、犯人がすぐ捕まった。それで事実が解明され、刑に服した。そういったことを考えるとですね、まだまだ真実が解明されない、犯人が捕まってないという人から比べると、非常に私は良い方という変ですけどもね。そういう意味での被害は少ないのかなというふうに思うのですね。

で、もっともっとひどい目に遭われた方のそういう想いをお持ちの方の意見というのもお聞きになった方がいいのかなと。アンケートという方法もあるとは思いますが、やっぱり実際に生で聞くのはね、違うと思うのですよ。そういった意味で、委員は 10 名に限定されてますのでね。

先のことになるかもしれませんが、そういった方のことを考えると変えた方が、次回はですね。そういう方、いらっしゃるかどうかが、いらっしゃらなければ、私でもいいのですけれども。というふうにお考えいただいた方がいいかなというふうに思えますし、計画を作るにあたって、そういった方の御意見をですね、聞く機会があった方がいいのではないかなというふうに思えます。

私は本当に、事件があったとき、警察の方なんかには本当にお世話になりました。ですから、私がやれることはなんでもやりたいとは思いますが。そういった意味で、そこのところ検討していただければなというふうに思います。

もう1点。この第4章の具体的な施策の内容、1、2、3、4とあります。私を感じるのには「2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、これが最初だろうと私は思います。条例の12条ですね、安全の確保もですね、この条文を読むと、更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため云々とあります。こっちの方が、確かに金銭的なね、支援はもちろん、それは必要なのですが。でもその前にこっちじゃないかな、と。安全を確保する方が私は先だと思えるのです。それで私の偏見かもしれませんが。私の今までの経験上ですね、項目を例えば3本、4本、複数立てると、どうしても先に立てた方に重心がいつているというかね。そんな感じが偏見かもしれませんがしますので、そういったことを考えるとですね、皆さんの御意見もあると思います。私が勝手に思うかもしれませんが、この1番と2番を逆にできないかという御検討いただければなというふうに思います。

○佐々木会長

八島委員、貴重な御意見ありがとうございます。確かに、回復、その方の心や体の回復が先っていう気もいたします。それから損害回復という感じもいたしますが、他の委員の先生はどうでしょうか。この順番1と2を変えていただくと、確かに、条例の順番からしても、住民の安全の確保というのが先立っております。そして、その後に居住や雇用となっておりますので、その辺、一応考慮して御検討いただければと思います。

大変貴重な意見だったと思います。4つどれも大事なのですけれども、確かに1、2、3、4と付いていると順番だと思いますからね。1、2、3、4でないともた話は違うのかもしれないのですが。

○事務局

今、八島委員からもお話がありまして、まず他にも遺族の方々のお話を聞かなければいけないのではないかという、これも確かに大切なことですので、この場で、この委員としてということにするか、あるいは部会みたいなものとかですね、特別な、これと違う会合で、寄り添って聞くというような機会とかですね。あるいは当然のことながらパブリックコメントなどもしますし、可能な限りそういった御意見には私ども耳を傾けていきたいと、そういう努力をしたいと思っております。

また、今申し上げた章立ての順序につきましては、委員の皆様の御意見を踏まえて、柔軟に対応したいと思っております。

○佐々木会長

それでは、多くの方の意見を聞くということ。また、章立ては、今ここで示されたばかりですので、もし、後々お気づきの点ございましたら、事務局の方にも直接御連絡いただいて、検討していただくというような形にしたいと思います。

だいぶお時間も過ぎておりますので、とりあえずこの御意見を骨子案として、骨子案は、このまま、この4つの順番はともかくとして、内容的にはいいということでもよろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

○佐々木会長

ありがとうございます。

それでは議事はこれで終了となります。

続きまして、「4 報告事項 宮城県犯罪被害者等見舞金制度」について事務局から御説明
お願いいたします。

○事務局

それではですね、宮城県犯罪被害者等見舞金制度について事務局から説明申し上げます。
資料 5 を御覧ください。

こちらでございますが、条例で規定されました。先ほど例として申し上げましたが、犯罪被害
者等の経済的負担の軽減に向け、令和 6 年 4 月 1 日から開始した制度でございます。

対象となる犯罪は人の生命または身体を害する罪に当たる行為であり、正当行為、正当防衛
および過失による行為の場合を除きます。

給付の要件としましては、犯罪被害者の原因となった犯罪行為が行われたとき、宮城県内に
住所を有する犯罪被害者または御遺族です。ただし、下にございますが、給付されない場合の
とおり、被害者と加害者の間に、親族関係がある場合など、給付がなされない場合がございます。

見舞金の種類につきましては、遺族見舞金が 30 万円、重傷病見舞金が 10 万円でございます。

市町村と県からの併給となる場合、ほとんどの市町村で同様制度が設けられておりますが、
申請者の方には、市町村と県にそれぞれ書類を提出していただくこととなりますが、市町村と連
携を取りながら早期の給付につなげたいと考えております。

例えば、市町村の申請時に県の担当者の同席させていただいて、同一機会申請を済ませ
たり、証明書類はコピー可にししたりするなどの対応を考えております。

説明は以上です。

○佐々木会長

ありがとうございます。この件につきまして、何か御質問・御意見等ありますでしょうか。

○菅原委員

この文言なのですが、対象となる犯罪というところの書き方で、「日本国内又は日本国外にあ
る日本船舶若しくは日本航空機内において行われた」というところに、点(、)がいるのではない
かと思います。誤った掛け方で読んでしまうのではないのでしょうか。

○事務局

もう少し分かりやすく記載いたします。

○佐々木会長

よろしいですね。他に何か御質問・御意見ありましたらお願いいたします。
他にご意見ないようでしたら、よろしいですか。
それでは報告事項はこれで終了といたします。

最後に、その他ということですが、せつかくの機会でございますので、その他について、委員の先生方、何かございますか。
それか、事務局の方から何かございますか。

○事務局

事務局より、次回の審議会の御案内についてさせていただきたいと思っております。皆様のお手元の資料ですと、資料の3の方の下の方にスケジュール書かれております。次回の審議会は、7月11日、木曜日を予定させていただいております。日程が近づきましたら、改めてご案内を差し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。
以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは委員の先生方、7月11日御記憶いただければと思います。
その他、ございますでしょうか。
なければ、議長としての進行はここまでとさせていただきます。御協力ありがとうございました。
事務局の方に進行をお願いいたします。

○司会

佐々木議長、ありがとうございました。以上で本日の犯罪被害者等支援審議会の一切を終了させていただきます。大変ありがとうございました。